

平成 17 年松本市議会 9 月定例会市長提案説明  
(平成 17 年 9 月 5 日 午後 1 時)

本日ここに、平成 17 年松本市議会 9 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

冒頭、来る 9 月 11 日に執行されます衆議院議員総選挙に関連して申し上げたいと存じます。

今回の選挙は、参議院における郵政民営化関連法案の否決を受け、小泉首相が「郵政民営化の是非を国民に問う」として衆議院を解散したことにより行われる選挙でございます。

今回の選挙におきましては、新党が結成されるなど、新たな動きがございますが、今後の国政のあり方、政権選択を問う大変重要な選挙だといわれております。

様々な選択肢があるなか、有権者の皆様がそれぞれ判断したうえで、尊い選挙権を行使され、公明選挙のもと、投票率の向上が図られますよう、市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、本市が抱える懸案事項等について、若干申し上げます。

まず、松本・四賀直結道路事業について申し上げます。

「松本・四賀直結道路」構想は、先の 6 月定例会の際にも申しあげましたとおり、旧四賀村民の長年の夢であり、松本市・四賀村合併協議会の「新市建設計画」の要望事業として位置付けられました。その事業規模や経費の大きさはもとより、環境を含め、経済的、社会的にも極めて影響が大きく、また、市民の関心が非常に高い事業でありまして、旧松本市での合併説明会では、トンネル建設の是非をめぐる賛否両論、様々な意見がありました。

私といたしましては、厳しい財政状況のもとで、このような大きな財政負担を伴う大型公共事業については、市民の合意形成が必要不可欠であると考えております。

従いまして、この問題につきましても、市民の皆様のお考えを広くお伺いしたうえで、市長としての判断をさせていただくため、敢えて「市民意向調査」を実施することといたしました。

そこで、意向調査を実施するにあたり、その内容、方法について、客観性、並びに公平性を期すため、去る 7 月 15 日に、高い見識をお持ちの各分野の 6 人の専門家の皆様をお願いして、「松本・四賀直結道路市民意向確認研究会」を設置し、意向確認のためのプロセ

スについて検討をお願いしてまいりました。

この研究会では、短期間に集中的な検討を重ねるなかで、研究会による「確認プロセスについて市民の皆さんの意見を伺う会」が開催され、確認方法について市民の意見聴取を行っていただき、去る8月30日に、松本・四賀直結道路にかかわる意向確認プロセス案が決定され、市長あてに提案をいただきました。

提案いただきました内容は、まず、10月に四賀地区で意見交換会を実施したうえで、11月に四賀地区内の16歳以上の全住民に対し事業に関するアンケート調査を行い、その後、全市域内で抽出による同様のアンケート調査と討論会を実施し、来年3月中に意向確認結果の分析、評価を行うという手順になっております。

また、意向確認にあたりましては、意向調査対象者から適切な判断をいただけるように「経過」、「事業の概要」や「財政見通し」など、様々な情報を提供するように提案をいただいておりますので、今日までの経過を精査し、的確な情報を提示してまいりたいと考えております。

松本市といたしましては、研究会からの提案を受けた意向確認案に則り、調査や説明会を行ってまいりたいと考えておりますが、節目ごとに議会とも十分ご相談申しあげながら意向確認事務を進めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

次に、信州まつもと空港の活性化について申しあげます。

始めに、本年度の信州まつもと空港の利用者数についてでございますが、大阪線、福岡線、札幌線の3路線の合計で、7月末現在、4万942人と昨年同期と比較して約千人増加し、利用率につきましても、札幌線は0.3%減少しておりますが、他の2路線は5%程度の伸びを示しております。

とはいうものの、引き続き厳しい状況にあるものと認識いたしております。

そこで、懸案の信州まつもと空港の活性化についてでございますが、長野県議会の公共交通等調査特別委員会がまとめた空港活性化策の県への提言骨子案にもありますように、地元住民の皆さんの理解を前提とした運用時間延長の早期実現と複便化が、空港活性化に向けた利便性の確保を図るうえで最も重要な課題であります。

この点につきましては、去る8月30日に開催されました、4地区合同の空港対策委員会の役員会におきまして、長野県から運用時

間の延長について、現行の「午前9時から午後5時まで」となっております運用時間を、「午前7時30分から午後7時まで」に変更することについて、地元4地区に提案がございました。

今後は、地元の皆さんの十分な理解が得られますよう、松本市としましても、今まで以上に長野県と連携を図りながら、取り組んでまいります。

また、未実施の今井地区振興策の早期実施につきましては、地元今井地区の空港対策委員会、松本市及び長野県の3者により、去る8月9日に「今井地区振興策研究会」を発足させ、現状を踏まえた対応策について研究を開始したところでございます。

今年中には一定の方向性を見い出してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、国道158号の復旧に関連して申し上げます。

去る7月1日の土砂崩落により通行止めとなっておりました国道158号につきましては、先の臨時会の折りにも申しあげましたように、国、県のご努力により、7月28日、2車線による仮復旧がなされました。

夏の観光シーズンになんとか間に合ったわけでございまして、地元の皆さんも予想以上の早期復旧を喜んでおられました。

しかしながら、今回の復旧は、あくまでも仮復旧でありますし、この国道につきましては、他にも危険箇所がありますことから、これらの抜本的な解決が急務となっております。

この問題につきましては、去る8月26日に行われました松本広域圏の市町村長と田中県知事との意見交換会におきまして、田中県知事に対し、早急に対応していただくよう、強く要望をしております。

また、従来から中部縦貫自動車道の早期建設、国道158号の早期改良につきまして、期成同盟会で国、県に要望をしてきておりますが、今後とも強く要望してまいる所存でございます。

次に、去る9月1日に山辺小学校及びその周辺を主会場として実施いたしました、松本市の総合防災訓練について申し上げます。

今年の訓練については、展示型訓練中心の従来の訓練内容を見直し、実効性の高い内容にするよう、私から関係者にお願ひし、いつ起こるかわからない災害に対応するため、初めて夕方から夜間の時間帯にかけて行うとともに、新しい試みとして、地元町会の皆さんにご協力をいただき、災害時に住民の皆さんが何をすればよいのか、

自ら考え、自ら行動していただく訓練を取り入れました。

また、これまでの大規模災害を教訓に、NPOの企画による住民が主体となった避難所の設置運営や、大規模災害時に集結するボランティアの組織力を効率的に発揮するためのボランティアセンターの設置運営など、新しい訓練を実施いたしました。

特に、体育館で行われた避難所設置訓練は、夕闇迫る中、高い緊張感のもとでの様々なやりとりや機敏な行動は、まさに災害時下を彷彿させる臨場感があり、実効性が高い訓練ができたことについて、自衛隊並びに警察署の関係者からも高い評価をいただきました。

この訓練にかかわった多くの皆様に、改めて心から御礼を申しあげ、今回の訓練のように、災害時には、市民一人ひとりの行動が重要であるとともに、地域住民の力を結集することが必要となりますので、今後も市民の皆様と一緒に「災害などに備えた安全で安心なまちづくり」をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、松本市総合計画の策定について、申しあげます。

本年度策定する松本市の総合計画は、まさに松本市の基本戦略であるとともに、市民と行政が協働して作成するまちづくりの指針となるものでございます。

その策定にあたりましては、市民総参加、職員総参加の考えのもと、「松本市総合計画策定市民会議」を設置し、去る3月には、40項目についての諮問を行いました。

その際、市民会議の委員の皆さんには、大胆かつ柔軟な発想のもとでの建設的なご審議をお願いいたしました。

これを受け、市民会議の119名の委員の皆さんは、5つの部会や分科会で、延べ61回にわたり、休日や夜間にも会議を開催するなど、大変ご熱心に審議を重ねていただきまして、去る8月20日に、諮問項目に対する221件の答申のほか、幅広い視点からの注目に値する735件に及ぶご意見、ご提言をいただきました。

これらの内容につきましては、議会にもご報告申しあげ、今後の松本市総合計画の策定に、最大限反映させてまいりたいと考えております。

また、「市民と行政の協働」に関しましても、8月11日に「市民公益活動との協働事業推進検討委員会」から「市民と行政の協働推進のための基本指針」の素案が提出されました。

今後は、この素案を松本市の原案と位置付け、これまで以上に広く市民の皆さんの声をお聴きながら、庁内で検討したうえで、議会

ともご相談申しあげ、最終的な基本指針を策定するとともに、市民との協働の取組みを一層進めてまいります。

次に、大手事務所の活用方法について、申しあげます。

去る4月から、大手事務所として旧明治安田生命松本ビルの3階から6階までを事務室として利用するなかで、大手事務所の1、2階の利用につきましては、地元町会をはじめとした市民の皆さんのご意見をお聞きするとともに、議会ともご相談を申しあげてまいりました。

1階部分につきましては、市民参加による新たな情報発信の機能を併せ持つ観光案内の拠点として、また、2階部分は、NPOや市民団体などと行政との協働を推進し、情報交換や発信を行う市民活動をサポートする拠点として活用することとし、現在工事を行っておりまして、9月下旬にはご利用いただける運びとなっております。

運営につきましては、試行的に当面直営で行いますが、市民の皆さんや観光客の皆さんが利用しやすい場所となりますよう、努めてまいるとともに、今後、民間団体等による運営方法についても検討したうえで、今年度中には、その性質や機能について位置付けをしたいと考えております。

次に、松本市内の建築物のアスベストの使用状況に関する調査結果について申しあげます。

アスベストによる健康被害状況が相次いで公表され、全国的な問題になっておりますことから、松本市におきましても、アスベストが使用されている可能性がある、昭和55年以前に建築された木造以外の市の所有する365施設と一定基準以上の民間の250施設について、アスベストの使用状況等の実態調査を行いました。

その結果、市の所有する11施設、民間の20施設について、アスベストが含有されている疑いのある吹き付け材が使用されておりました。

今後の対策といたしまして、まず、市の所有する施設につきましては、損傷状況、使用場所等を考慮し、必要に応じてアスベストの大気濃度調査を行うほか、施設ごとに適切な飛散防止措置を講じてまいります。

また、民間施設につきましても、適切な対策を施設所有者に指導するとともに、解体等の際には飛散防止を始めその処理方法について万全を期すよう周知をしてまいることといたしております。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、一括して

ご説明を申しあげます。

本日提案申しあげました議案は、条例10件、予算7件、決算10件、契約関係1件、財産関係2件、道路関係2件、その他9件のほか、急を要し専決処分をいたしました予算案件1件の計42件となっております。

まず始めに、条例についてでございますが、介護保険法等の改正に伴い、関係条例を一括して改正する整理条例など、法律の改正に伴う条例改正4件、市営市街地駐車場条例など、施設の管理方法を指定管理者制度に移行するための条例改正6件をお願いしております。

次に、予算についてでございますが、補正予算の説明に先立ち、国の18年度予算編成の前提となっておりますわが国の経済動向について若干申しあげます。

わが国の経済は、世界経済の回復が続く中で、生産や設備投資が増加するなど、企業部門が引き続き改善していることを背景に、景気回復が雇用・所得環境の改善を通じて家計部門へ波及する動きが強まり、消費は着実に増加すると予想されることから、引き続き民間需要中心の緩やかな回復を続けると見込まれています。

8月の月例経済報告でも、「景気は、緩やかに回復している」とされていますが、その一方で、原油価格の動向が、内外経済に与える影響等には留意する必要があるとしています。

一方、地方財政を取り巻く情勢は、地域経済が未だに足踏み状態から脱しきれず、地価の下落に歯止めがかからないことや税収の伸びがほとんど見込めないため、引き続き大変厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、本市といたしましては、国や地域経済の動向に細心の注意を払い、健全財政の堅持と、計画行政の推進を柱に、事業の必要性や緊急性を的確に判断し、個性と魅力ある「新たな松本のまちづくり」を行ってまいります。

このような状況の中で編成いたしました9月補正予算についてでございますが、今回の補正予算は、早急に予算措置が必要な政策的経費と国・県補助事業の内示及び決定に伴う経費を中心に編成しております。

さらに本補正予算では、特に商工業、観光振興を最重点として、関係施策の充実を図っております。

補正予算の規模といたしましては、一般会計で10億4,976

万円、特別会計では、豊園特別会計など5つの特別会計で1億1,805万円、また、企業会計では、水道事業会計で2,659万円のそれぞれ追加となっておりまして、全会計での補正後の予算規模は1,621億7,832万8千円で、前年同期と比べ16.1%の増となっております。

補正の主な内容につきましては、先ほど申しあげました、松本・四賀直結道路検討事業費、NPO・ボランティア活動促進事業費に係る経費のほか、「産業の活性化による活気あるまちづくり」を進めるための、商店街が行う集客イベントに対する補助、また、地場産業として培われた技術、技法、製品等の調査やシンポジウムの開催などの「ものづくり伝承事業」に係る経費、また、「観光に磨きをかけるまちづくり」を実現させるための、松本大学との協働による

「観光ホスピタリティカレッジ」の創設、乗鞍・奈川高原地域再生計画の策定に係る経費などの新規事業費を計上するなど、商工業、観光振興に重点を置くことといたしました。

また、「災害などに備えた安全で安心なまちづくり」のための事業に、より積極的に取り組むため、総務省の公募型助成事業である「地域安心安全情報共有システム」の実証実験を行うための経費、災害医療を考える市民講座の開催経費につきまして、計上をいたしました。

水道事業会計では、四賀地区及び梓川地区の施設の老朽化と水不足を解消するための基本計画策定に係る経費のほか、緊急に整備が必要な経費を計上しております。

次に、平成16年度決算について申しあげます。

平成16年度の松本市の一般会計と13の特別会計を合わせた決算総額は、歳入が1,246億8,182万円、歳出が1,227億520万円となっております。

形式収支は、19億7,662万円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、12億2,213万円の黒字決算となりました。

このうち、一般会計につきましては、歳入が779億1,178万円、歳出が765億6,505万円となり、形式収支は、13億4,673万円、実質収支は5億9,224万円の黒字決算となりました。

また、特別会計では、繰上充用を行った老人保健特別会計は赤字

となりましたが、残る12会計は、黒字若しくは収支均衡の決算となりました。

昨年度のがわ国の経済は、年度当初には景気回復の動きが見られたものの、海外経済の回復が減速し、台風等の天候要因も消費や設備投資に影響を与えたことから、年度半ばには回復の勢いはやや鈍化しました。

原油の高騰など、先行き不透明な要因は残っていますが、景気が緩やかに回復していることが反映され、税収においては、主に法人関係の税収が伸び、国、地方とも前年度を上回っています。

しかし、国と地方を合わせた長期債務残高が年々増加しているうえ、地方財政計画の規模の縮小や、地方交付税の4年連続の減少など、依然として国と地方の行財政運営は厳しい状況下にありました。

このような情勢のもとで、本市の行財政運営につきましては、一貫して「計画行政の推進」と「健全財政の堅持」に努めながら、魅力ある都市づくりに向け、諸施策を推進してまいりました。

特に平成16年度は、「平成の合併」幕開けの年として、市民本位の市政の一層の推進、ハードからソフトへの転換による市民生活に直結した個性的なソフト事業の活用や、景気対策、雇用対策などに重点を置き、合併の実現と市制施行100周年に向けた計画的かつ着実な財政運営に努めたところであります。

また、松本市の公営企業会計決算につきましては、水道事業会計では、1億9,902万円、下水道事業会計では、3億5,528万円のそれぞれ利益金が生じ、水道事業は3年連続、下水道事業は4年連続の黒字決算となりました。

依然として厳しい経営環境ではありますが、さらなる企業努力に取り組み、経営基盤の確立に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いいたします。

また、今期定例会には、本年4月1日の合併に伴い、旧四賀村、安曇村、奈川村、梓川村に係る決算8件を提案しておりますが、平成17年3月31日時点での打切り決算となっておりますことから、未収金、未払金が生じているほか、国・県補助金の未収等により、赤字となった会計につきましては、一時借入金を充用した決算となっております。

その他の議案といたしましては、市営住宅寿団地A-2棟新築主体工事の契約の締結、旧梓川村消防団分団詰所に係る市有財産の処分2件、市道関係2件、市営住宅の悪質家賃滞納者に対する訴えの



提起のほか、県内市町村の合併等に伴い、本市が構成員となっております、一部事務組合を構成する地方公共団体数の増減及び規約変更等を提出しております。

また、報告案件といたしまして、来る９月１１日に執行予定の衆議院議員総選挙に係る経費について、去る８月１７日付けで専決処分をいたしました、平成１７年度の一般会計補正予算について、報告を申しあげております。

そのほか、議案以外のものとしたしましては、本市が資本金の２分の１以上を出資しております法人の事業報告等９件のほか、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告３件をそれぞれ報告いたしております。

また、今会期中には、特別有功表彰を行うことについて及び人権擁護委員の推薦についてお願いをする予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明を申しあげましたが、予算に関しましては、財政部長から、また、決算につきましては、収入役及び上下水道局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(以 上)